

(2) 恒温 恒湿器 (三〇〇L) による もの	(3) 恒温 恒湿器 (四六〇L) による もの	(4) 恒温 恒湿器 (八〇〇L) による もの	(5) 恒温 恒湿室 による もの
五、六〇〇円	五、七〇〇円	八、〇〇〇円	二〇、 三〇〇円
1 試験期 間が一 日を超 える場 合は、 その一 日を超 える一 日まで ごとに 四、三 〇〇円 を加算 する。	1 試験期 間が一 日を超 える場 合は、 その一 日を超 える一 日まで ごとに 四、 四〇〇 円を加 算する。 2 一件に つき二 試験以 上試験 料を要 する場 合は、 試験目 から一 試験料 ごとに 三〇〇 円を加 算する。	1 試験期 間が一 日を超 える場 合は、 その一 日を超 える一 日まで ごとに 六、八 〇〇円 を加算 する。 2 一件に つき二 試験以 上試験 料を要 する場 合は、 試験目 から一 試験料 ごとに 三〇〇 円を加 算する。	1 試験期 間が一 日を超 える場 合は、 その一 日を超 える一 日まで ごとに 九、〇 〇円を 加算す る。

(2) 恒温 恒湿器 (三〇〇L) による もの	(3) 恒温 恒湿器 (四六〇L) による もの	(4) 恒温 恒湿器 (八〇〇L) による もの	(5) 恒温 恒湿室 による もの
五、六〇〇円	五、七〇〇円	八、〇〇〇円	二〇、 三〇〇円
試験期間が 一日を超 える場 合は、 その一 日を超 える一 日まで ごとに 四、三 〇〇円 を加算 する。	試験期間が 一日を超 える場 合は、 その一 日を超 える一 日まで ごとに 四、四 〇〇円 を加算 する。	試験期間が 一日を超 える場 合は、 その一 日を超 える一 日まで ごとに 六、八 〇〇円 を加算 する。	試験期間が 一日を超 える場 合は、 その一 日を超 える一 日まで ごとに 一九、 〇〇円 を加算 する。

